

## 国民生活審議会第11回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成20年6月30日(月) 15:00～16:20

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

3. 出席者

(委員) 松本部長、岡田委員、神田委員、藏本委員、小林委員、齋藤(憲)委員、齋藤(ひ)委員、佐野委員、沢田委員、品川委員、中名生委員、早川委員、三木委員、水巻委員、吉岡委員

(事務局) 西国民生活局長、堀田官房審議官(国民生活局担当)、館内閣審議官、嶋田大臣官房参事官、川辺国民生活局消費者企画課長、原嶋国民生活局消費者安全課長、内畠国民生活局消費者企画課企画官、高橋国民生活局総務課調査室長、松風国民生活局総務課国民生活情報室長、加納国民生活局消費者団体訴訟室長、甘利国民生活局消費者行政推進室長

(説明者) 川口内閣参事官

### (1) 消費者行政推進基本計画について

内閣官房より、資料1-1「消費者行政推進基本計画(概要)」及び資料1-2「消費者行政推進基本計画(本体)」に基づき説明を行った。

### (2) 平成20年度における消費者基本計画の検証・評価・監視について

事務局より、資料2-1「平成20年度「消費者基本計画の検証・評価・監視」(案)本文」及び資料2-2「平成20年度「消費者基本計画の検証・評価・監視」(案)個票」に基づき説明を行った後、委員から以下のような意見があった。

2ページに「相応の成果を上げてきたと評価することができる」とあるが、客観的にどう評価するのか。

客観的な評価とは言いがたいかもしれないが、各個票で可能なものについては数値を記述している。

消費者基本計画は、施策を行うことが目的ではなく、目標を達成することが目的であると思う。目標を達成する際には、国の役割と民間等の国以外の役割があると思われるので、新たな計画を検討する際には、いろいろな主体の成果について総合的な判断をするようにすることが必要ではないか。

取りまとめの時期に問題があるのではないか。各省庁への意見をまとめても、施策に反映できないため、1年ごとにやること自体を見直すべきではないか。また、各省庁

に直接働きかける場や各省庁が説明責任を果たす場が必要ではないか。枠組み、運用方法を検討すべきである。

新しい消費者基本計画を作る際に、これまでの議論は十分に反映できるものと考えている。

これまで検証・評価・監視を3年間行った結果として、改善すべき点として申し送り事項を記述することはできないのか。

消費者政策委員会がどういうものになるのかまだ分からない。先行きが分からない中での具体的記述は困難。

検証・評価・監視は基本的には良いツールだと思う。時期や頻度、在り方について検討してみてもどうか。

消費者行政の転換期でもあり、消費者政策委員会は、これまでの国民生活審議会の機能だけでなく、消費者庁自体を監視する役割も担うことになるのではないかと考えると、申し送りとするなら、原案通りでよいのではないかと。

消費者行政関係各省庁へ強力にものを言うためには、何かしら、申し送りを記載すべき。

時期や頻度などを検討することについては記載することとする。

### (3) 消費者安全に関する検討委員会について

事務局より、資料3「『消費者安全に関する検討委員会』について」に基づき説明を行った後、委員から以下のような質問・意見があった。

審議事項に、自動車や住宅安全は入るのか。

一般的に言えば、食品・製品・施設について幅広く取り上げたい。

審議事項等の3番目の「横断的に調査審議」というのは、どのようなことを指すのか。

縦割りになっていたり、複数省庁にまたがるような事案などについても、調査・審議する仕組みということを意図している。

すき間事案、重複事案などについても取り上げるということではないか。また、他省庁で一旦検討されたものであってもそれを事後的に検討するという観点もあり得る。

審議事項をみると、個別事項への対応と言うより、総合的な観点から審議するように見えるが、そのような観点であれば、新しい行政組織が決まってから、検討してもよいのではないかと。

審議事項については、関係省庁と相談しながら、個別問題への検討を行うということも排除するものではない。

消費者庁発足までの短期間の間に準備を行うということであれば、取引や表示について取り上げることもあり得ると思うが、何故安全のみを審議するのか。

安全の場合、人の生命・身体に関わり得るものでもあり、他より先に検討する必要性が高い。また、昨年から、オンブズマン制度を設けるべきという提言があり、それを受けたものという面もある。

消費者行政推進基本計画を見ると、取引や表示については、新たな流れの中で議論していくことが想定されるが、安全に関する部分は比較的実質的な変化が少ない部分であり、従来の流れと同じところで議論していくということになるのではないかと。

住宅に関しては、最近、建材メーカーの偽装をはじめ、さまざまな偽装があるが、「安全査察官」といった、抜き打ち的に現場に踏み込むような、抑止力を持つ仕組みを検討していただけるとよいのではないかと。

事故対応という面に限って準備するということはよいと思うが、全般については新しい消費者庁が出来た後に考えていただいたほうが良いのではないかと。

消費者庁が出来た後に考えるというのは反対。まだ6月であり、逆に、消費者庁発足までかなり時間があって、何があるかわからない。今から準備していかないとたないのではないかと。

委員会の運営面について、それぞれの議題について技術的な面の検討が必要な場合があると思うので、関係省庁も出席させ、直接話が聞けるような運営を目指していただきたい。

皆目指すところは同じではないかと。新組織で新しい発想で検討していくという考え方もあるが、話が小さくならないように議論してもらうのであれば、危惧する必要はない。消費者庁の精神に反することはしないという前提で実施することとしたい。

以上

本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。  
本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。